

行為許可申請・公共広場使用申請・有料公園施設使用申請の流れ

- ①各申請書をメールまたは直接組合事務所に提出していただきます。(FAXでの提出は不可)
その際、概要書や見取り図を必ず一緒に提出してください。
- ②提出いただきました申請書を確認し、使用料金の算定・減免などの検討後に許可書を発行します。その際に、申請者様にご連絡を差し上げます。
- ③直接組合の事務所にお越しいただき、許可書のお渡しと使用料金のお支払い手続きを行います。これで、使用申請の手続きは完了です。

注意事項

- ①申請書は、原則使用日(利用日)の1週間前までに提出してください。
- ②申請日は、原則使用日の月付で提出してください。